

## ◇入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時[朝食7:30、昼食12:00、夕食18:00以降]、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	490円	
		●(例外1)指定難病患者	280円
●低所得者(住民税非課税)	●低所得者Ⅱ(※1)	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		●過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ(※2)	110円	

※1 低所得者Ⅱ:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

※入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者を対象とする。食費・光熱水費について、下記の標準負担額(1食当たりの食費+1日当たりの居住費)が患者負担となり、残りの額が入院時生活療養費として保険給付される

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
①一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する医療機関に入院	490円	370円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する医療機関に入院	450円	
②厚生労働大臣が定める者〔=重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)〕(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		490円	370円
③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		280円	0円
④低所得者Ⅱ(※2)(⑤⑥)に該当しない者)		230円	370円
⑤低所得者Ⅱ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)〕	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	370円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
⑥低所得者Ⅱ(指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	0円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪)に該当しない者)		140円	370円
⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)〕		110円	370円
⑨低所得Ⅰ(指定難病患者)		110円	0円
⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
⑪境界層該当者(※3)			

※1 ①療養病棟入院基本料の算定患者であって「基本診療料の施設基準等」の別表第5の2又は別表第5の3に該当する者、

②回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者。

※2 70歳未満の低所得者(住民税非課税/限度額適用区分「オ」は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。

「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される。

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。

☆詳しくは窓口にお問い合わせください